

ボランティア向け研修等における  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

第1版

2020年6月16日

一般財団法人日本財団ボランティアサポートセンター

## 目次

1. はじめに	1
2. 感染防止のための基本的な考え方	1
(1) 研修等開催の判断について	1
(2) 研修等の規模	2
(3) 研修等の開催に当たって	2
(4) 参加者等の研修等への参加制限について	2
3. リスク評価	3
(1) 接触感染のリスク評価	3
(2) 飛沫感染のリスク評価	3
(3) 地域における感染状況のリスク評価	3
4. 研修等実施時の感染防止策について	3
(1) 主催者等や参加者等が行う対策	3
ア、主催者等	3
(ア) 健康状況の確認	3
(イ) 感染防止対策の徹底	4
(ウ) 参加者等への注意喚起	4
(エ) 参加者等へのサポート	4
(オ) 食事を提供する場合	4
(カ) 個人情報の収集と提供	5
(キ) 遵守事項等の掲載・掲示	5
(ク) 連絡体制の整備	5
(ケ) 研修等開催中に感染症への感染が疑われる症状を発症した者がいる場合	5
(コ) 参加者等の感染が判明した場合	6
イ、参加者等	6
(ア) 健康状況の確認	6
(イ) 感染防止策の徹底	6
(ウ) ゴミの持ち帰り	7
(2) 研修等における対策	7
ア、研修等案内、申し込み	7
イ、会場設営、準備等	7
ウ、受付	7
エ、移動・誘導等	8

オ、研修等実施中	8
カ、休憩中	9
キ、トイレ	9
ク、研修等終了後	9
ケ、片付け・清掃	9

## 1、はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2020年3月28日（2020年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、一般財団法人日本財団ボランティアサポートセンター（以下「ボラサポ」という。）として、特定の場所に参加者が集まって行われる研修、講演会（以下「研修等」という。）を開催する際に新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、提言4.（1）「感染拡大を予防する新しい生活様式について」及び同（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、並びに「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（2020年5月4日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」及び「移行期間における都道府県の対応について（2020年5月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」等を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

また感染予防対策の実施に当たっては、研修等には多様な方が参加することを踏まえ、参加者の体調、特性、環境等を考慮し、柔軟に対応することも必要である。

なお、本ガイドラインの内容は、本ガイドライン作成時までに得られている知見等に基づき作成している。今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

対面での研修が必須ではない限り、原則、オンラインでの研修とする。また、研修等を実施するに当たっては、実施する研修と極力同じ内容の研修がオンラインでも受講できるようにする、研修内容が分かる資料を後日共有するなど、研修への参加形態を受講者が選択できる環境を提供できるよう努める。

なお、オンライン研修を提供するに当たって、複数人で話す場合、例えば目の見えない人、見えにくい人は、声の方向などが頼りにできず誰が話しているかがわかりにくいいため、発言時に名前を言う等のルールを事前に決めておくことが望ましい。また、オンライン研修を受講する側で、音声認識アプリを使用した際に、認識の精度が落ちる場合があるため、映像に字幕を付けるなど、情報面での保障に努める。

### （1）研修等開催の判断について

- ア、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）での実施は、原則行わないものとする。
- イ、特定都道府県の対象とならない都道府県で開催する場合は、適切な感染防止策を整えた上で実施し、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。

- ・上記についてはあくまでも目安であり、研修等の形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。
- ・密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるような研修等に関しては、(2)に記載する上限人数や収容率の目安に関わらず、開催に当たってより慎重に検討すること。

## (2) 研修等の規模

適切な感染防止策が実施されることを前提に、下記を目安とする。また、下記の条件は、「移行期間における都道府県の対応について(2020年5月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)」(以下「5月25日事務連絡」という。)を参考に定められたものであり、今後の政府、自治体等の方針・発表に従い、都度変更することが予想される。また、下記記載の人数を超える研修等の実施の必要がある場合には、5月25日事務連絡及びその後政府、自治体等の方針・発表等により設けられた基準及び研修等の実施時期に照らして適切な規模で行うものとする。

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にする。
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m以上)。

上記条件は、収容率と上限人数でどちらか小さい方を限度とし、両方の条件を満たすことが必要である。

## (3) 研修等の開催に当たって

研修等の主催者及び研修等運営に従事する者(以下「主催者等」という。)は、研修等の規模や内容等の形態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域において、研修等で登壇する講師、研修等の受講者、介助者、手話通訳者、オブザーバー、メディア等(以下「参加者等」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことを徹底する。

## (4) 参加者等の研修等への参加制限について

「4.(1)イ、参加者等(ア)健康状況等の確認」に記載する状態に一つでも当てはまる参加者等については、研修等の参加を控えてもらい、集合以外で参加できる方法(オンライン)や、研修等の資料を後日提供するなどの代替措置がとれるよう努める。

### 3. リスク評価

主催者等は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、主催者等や参加者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、研修等によっては、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

#### (1) 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、マイク、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

#### (2) 飛沫感染のリスク評価

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるような研修かなどを評価する。

#### (3) 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

### 4. 研修等実施時の感染防止策について

以下において、この感染防止策は基本的な対策を示す。なお、この感染防止策は、すべて実施すれば十分であるというものではなく、またこの感染防止策のすべてを実施しなければならぬものでもない。研修等の実施場所、実施形態等の特性や環境に応じて、必要な感染防止策は異なることに留意して検討の上、研修等の実施に必要な対応を行うこと。

#### (1) 主催者等や参加者等が行う対策

##### ア、主催者等

##### (ア) 健康状況の確認

主催者等は研修等実施前に健康状態の確認と検温を行い、下記の状態が判明した場合は、業務に従事させず、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。

- ・ 37.5 度以上の発熱があった場合
- ・ 平熱比+1 度超過した場合
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさがある場合
- ・ 軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある場合

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人が判明した場合
- ・過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触が判明した場合

#### (イ) 感染防止対策の徹底

- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・従事者については、会場の管理や研修の実施に必要な最小限度の人数とする。
- ・研修等で使用する機材や設備、備品等については実施前と実施後に消毒を行う。
- ・研修等の会場が密閉空間とならないよう、適時換気を行う。
- ・参加者が密集しないよう、受付方法や誘導、会場内の配置等を工夫する。
- ・参加者が密接な状況で受講することの無いよう、机や椅子の配置を行う。

#### (ウ) 参加者等への注意喚起

- ・研修等を実施する施設内の設備や備品、資料などへの接触に伴う感染の可能性について対処し、かつ、参加者等に注意喚起を行う。なお、注意喚起や大切な情報を伝える際に掲示のみにすると、目が見えない人、見えにくい人が認識することが困難になるため、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策の徹底を促す。

#### (エ) 参加者等へのサポート

- ・近距離での接触をともなうサポートの要望があった場合で、サポートを行うことが望ましいと判断されたときは、原則断らない。またサポート等を行う際には、極力担当を決め、決められた人が終日担当することが望ましい。

#### (オ) 食事を提供する場合

- ・食事中以外はマスクを着用する。
- ・食事の前後に手指を消毒液で消毒する。
- ・テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ 2 m（最低 1 m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫する。
- ・真正面の配置を避けるか、テーブル上に区切りのパーティション(アクリル板等)を設けるなどの工夫をする。
- ・参加者等同士の対面の相席はさける。ただし、介助者が対面を希望する場合はその限りではない。
- ・食事の前後で机、椅子等を消毒する。
- ・大皿で取り分ける必要がある料理は避け、可能な限り料理は個々に提供する。
- ・食事に用いる箸、皿、コップなどの食器類は共有しない。

- ・食べ残しや鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理の際には、ビニール袋等に密封して縛る。また、回収時はマスクや手袋を着用する。なお、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。

#### (カ) 個人情報の収集と提供

- ・主催者等は参加者等の個人情報（氏名、緊急連絡先等）を収集する際は、利用目的を明示し、募集要項や書面、口頭などで同意を得た上で行う。なお、収集する個人情報は研修等の実施に際して必要と認められるものに限定する。また、緊急連絡先の収集に当たり、電話での対応が難しい人（例えば耳が聞こえない人、聞こえにくい人）については、メールアドレス等、本人の希望する情報を取得する。
- ・未成年者の個人情報を取得する場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る。
- ・収集した個人情報は個人情報保護に関する法律に基づき、適切に管理する。
- ・主催者等は新型コロナウイルス等感染症の感染拡大を防止するために、収集した参加者等の個人情報を、必要に応じて保健所等行政機関へ提供されることがあることを伝える。

#### (キ) 遵守事項等の掲載・掲示

- ・感染防止のために主催者等が実施すべき事項や参加者等が遵守すべき事項をリスト化し、ホームページ等での掲載や会場内の適切な場所へ掲示する。なお、掲示に気づくことが困難な人（例えば目が見えない人、見えにくい人）もいるため、口頭で伝える等、状況に合わせた案内方法で伝えるよう留意する。
- ・各事項が遵守されているかを定期的に確認する。
- ・参加者等の安全性を担保するため、遵守事項に従わない参加者については退場や不参加を求めることがあることを参加条件等で周知する。

#### (ク) 連絡体制の整備

- ・感染拡大の予防対策に関して、また、感染の疑いのある者が発生した場合において、速やかな連携が図れるよう、施設の管理者や職員等、地域内の保健所との連絡体制を整える。

#### (ケ) 研修等開催中に感染症への感染が疑われる症状を発症した者がいる場合

- ・感染が疑われる者を速やかに別室へ隔離する。
- ・主催者等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じて対応する。
- ・感染が疑われる者が滞在した部屋を換気する。
- ・主催者等は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関への搬送を依頼する。

(コ) 参加者等の感染が判明した場合

- ・感染した者が受講した、もしくは受講後に感染が判明した場合には、会場を閉鎖し、保健所の指導に従い消毒等を行う。
- ・参加者等が濃厚接触者であったことが判明した場合には、保健所等行政機関の求めに応じて主催者等から個別に連絡することがあることを、参加者等に周知する。
- ・行政機関と連携の上、個人情報に十分留意し、当該感染者の受講日時等をすみやかに公表するよう努める。
- ・感染者と接触した主催者等、参加者等の把握に努める。
- ・公表に際しては、個人情報の取り扱いに十分に留意する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう十分に留意する。

イ、参加者等

主催者等は、以下の項目等、参加者等が遵守すべき事項を整理し、ホームページや会場内等で周知するよう努める。

(ア) 健康状況の確認

研修等の受講前に健康状態の確認と検温を行い、下記の状態に一つでも当てはまる場合は、講師は登壇を取りやめ、参加者には受講を控えてもらう。

- ・37.5 度以上の発熱があった場合
- ・平熱比+1 度超過した場合
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさがある場合
- ・軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
- ・過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・政府や自治体が定める社会・経済活動の制限や自粛要請が出ている地域からの参加

(イ) 感染防止策の徹底

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。ただし、耳の聞こえない人、聞こえにくい人が参加する場合は、講師、手話通訳者は口元、表情が見えるように、マスクではなくフェイスシールドを着用する等の工夫をすることが望ましい。また、手指の消毒等に当たり、アルコール過敏症の人など、消毒液を利用することが好ましくない人については、石鹸を用いた手洗いを入念に行うなど、柔軟に対応する。
- ・主催者等や他の参加者等との距離を最低 1m（できるだけ 2m 以上）確保すること（障

害者の介助等を行う場合を除く。)

- ・ 感染防止のために主催者等が決めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。
- ・ 登壇、受講後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者等に対して速やかに報告すること。
- ・ 研修等受講に必要な筆記用具等については原則参加者等が準備するものとし、やむを得ない場合を除き、参加者等同士での共用は控えること。

(ウ) ゴミの持ち帰り

- ・ 研修中に私的な事象で生じたゴミについては持ち帰ること。

## (2) 研修等における対策

ア、研修等案内、申し込み

- ・ 主催者等は研修等の案内時に参加に関する遵守事項を、研修案内に係るホームページ等に掲載する等して周知する。
- ・ 参加者等が申し込みを行う際に遵守事項と個人情報の必要に応じて保健所等行政機関へ提供されることがあることについて同意を得る。
- ・ 参加費用については原則オンライン決済とし、研修等の当日に金銭の収受は行わない。

イ、会場設営、準備等

- ・ 参加者等同士の距離を最低1m(できるだけ2mを目安に)確保できるように机や椅子を配置する。
- ・ 資料や配布物については、可能な限り座席に配布しておき、手渡しすることは避ける。
- ・ 会場入り口には手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・ 研修等での飲食物の提供は控えることが望ましい。
- ・ 会場内の机や椅子、その他の設備は研修等実施前と実施後に拭き取り消毒を行う。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫する。
- ・ 複数の参加者等が触れると考えられる場所については、こまめに消毒する。
- ・ 貸出を行う備品等がある場合には、貸出を行った参加者等を特定できるようにする。

ウ、受付

- ・ 受付カウンターの定期的な拭き取り消毒を行う。受付開始前、受付終了後は必ず行う。
- ・ 受付カウンターには手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。消毒液の設置においては、例えば車いす使用者の手の届かない場所に配置することがないよう、使いやすい場所に設置する。
- ・ 受付カウンターにはアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し参加者等との対面を遮断することが望ましい。

- ・参加者等の検温や健康状態の確認を行い、参加条件を満たさない場合は、不参加を求める。
- ・参加者等が距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて並べるよう、目印の設置等を行う（障害者の介助等を行う場合を除く。）。この際、目が見えない人、見えにくい人にとっては、周囲の人たちとの距離が分からない場合もあるので、間隔を空けるよう依頼する際には、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。
- ・受付をする主催者等についてはマスクを着用する。
- ・参加者等が密な状態になるおそれがあるときは入場制限を行う。

#### エ、移動・誘導等

- ・エレベーターのボタンや階段の手すりなど、複数の参加者等が触れると考えられる場所は小まめに消毒する。
- ・主催者等は密にならないよう、参加者等に最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて移動するよう周知する。ただし、介助者や誘導者が必要な場合についてはこの限りではない。
- ・エレベーターには密集状態とならないよう入場の制限を行う。

#### オ、研修等実施中

- ・会場内の机や椅子、その他の設備については定期的な消毒を行う。
  - ・研修等で複数の参加者等が触れると考えられるマイク等の設備、備品については、使用者が変わる度に小まめに消毒するなどの対策を行う。
  - ・主催者等、参加者等はマスクを着用する。ただし、情報保障のために手話通訳者を配置する場合は、オンラインを利用した遠隔による手話通訳も検討し、また現地で手話通訳を行う場合は、口元、表情が見えるよう、フェイスシールドを着用する等の工夫をすることが望ましい。
- また、耳が聞こえない人、聞こえにくい人が、マスクを着用した人に話しかけられたとき、気づかない場合があるので、発言の際は手を上げる等のルールを事前に決めておくことが望ましい。
- ・換気を励行する。
  - ・アイスブレイクやグループワーク等では身体的接触を伴うものについては原則実施しないものとし、移動や参加者同士の会話が伴うものについての実施に当たっては3つの密に留意し、適切な感染防止策を行う。
  - ・会場内での飲食は控えることが望ましい。ただし、熱中症対策等についてはこの限りではない。

#### カ、休憩中

- ・参加者等が密になることを避け、密になることが想定される場合は、休憩時間をずらすなどの工夫を行うこと。
- ・対面での飲食や会話は避け、会話をする場合はマスクを着用することを周知する。
- ・会場内に手指消毒液等を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・休憩スペースがある場合には人と人の距離を最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔をあけるよう周知する。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所については、休憩の前後に消毒する。

#### キ、トイレ

- ・トイレ内の不特定多数が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。  
（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする）
- ・トイレに人が密集しないよう参加者等に最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けて整列するよう促す等の工夫を行う。

#### ク、研修等終了後

- ・研修等終了後、密にならないよう、参加者に最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けて移動するよう周知する。
- ・会場の出口には手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・集団での退出は避け、必要に応じて終了時間を工夫する。
- ・終了後の懇親会や参加者同士のミーティング等は原則行わない。
- ・参加者等同士での、対面の飲食や近接した距離での会話は避け、速やかに退出するよう周知する。

#### ケ、片付け・清掃

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、手洗い等を行う。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・不特定多数が触れる場所は研修終了後に消毒する。
- ・研修で使用した備品、設備は終了後に消毒する。